



保護者の学び舎

第1回

ここでは、浜松市の福祉の現状や、身近な制度などについてお伝えしていきます。

放課後等デイサービスについて



豊かな学齢期の成長を育むために

小羊学園 稲松 義人

障がい児の入所施設である小羊学園が、学校の夏休みのデイサービスをはじめたのは平成9年（1997年）でした。その後、小羊学園ではショートステイや一時預かりを希望される方が増えてきますが、養護学校の保護者グループも子どもたちの放課後等の居場所づくりの活動をはじめられ、浜松市はその活動に補助金をつけてくださいました。障害者自立支援法が施行されると、浜松市では地域生活支援事業の一つとして「日中一時支援事業」の枠組みの中で放課後支援事業を運営できるようになりました。その後、児童デイサービスⅡ型として認可される時期を経て、平成24年度（2012年度）からは、放課後等デイサービス事業という名称で、国が初めて障がいのある子どもたちが利用できる放課後等の時間の福祉サービスを制度化しました。このような制度が全くなかった時代のご家族のご苦勞を思うと障がい児福祉が充実してきているのだと感じます。

時代が大きく変化していく中で、子どもたちの生活を見てみると、家庭と地域社会の変化が特に大きいと感じています。ひょっとすると、学校は一般社会の大きな変化から、学校という特別の社会を守るために、閉鎖的になり組織として硬直化してきてしまったのではないかと思わされることがあります。私たち福祉施設の職員も他人事ではなく自らを省みなければならないと感じています。子どもたちは学校で様々なことを学び、成長していきます。しかし、学校以外の空間と時間の中でしかできない経験があり、その経験をとおして成長していくところが少なくありません。子どもたちが放課後やお休みの日の生活の中で豊かに成長できるように、家庭と地域社会は考えていかなければなりません。

制度が整ったことで、今、浜松市内の放課後等デイサービス事業所は年々その数を増やしており80箇所に到達しそうな状況です。日常生活の慌ただしさの中で忍耐を求められる子育ての一部を担ってくれるサービスは魅力的でしょう。しかし、サービスを利用することで失われる時間があるのも事実です。子育てを保護者の皆さんだけに押し付ける気はありませんが、「子育ての外注」になってしまわないように放課後等デイサービスなどのサービスを利用してくださいと嬉しいです。



学齢期は、子どもたちにとっては、社会との接点を持ち、自分の居場所を家族から社会へ広げていく時代です。学校の先生方との出会い、友だちとの出会い、その周囲の人たちとの出会い、それらの経験の中から、卒業後の自分らしい生活と居場所を見つける足がかりになる時代です。そう考えると、保護者だけが頑張ってもできない、誰かに任せておいていいものでもない、まさに一緒に考えて子どもたちを支えていかなければならないときだと言えるのではないのでしょうか。

むかし「人生いろいろ」という歌がありましたが、放課後等デイサービスの事業所もいろいろです。また、事業所との間を取り持ってくれる相談支援事業所というところもあります。子どもたち一人ひとりのために、その子が人生というレースを完走できるよう、一緒に考え、関わってくれる「チーム〇〇」をつくるつもりで、学齢期の生活をお考えになってはいかがでしょうか。

放課後等デイサービス

放課後等デイサービスは、児童福祉法第6条の2の2第4項の規定に基づき、学校（幼稚園及び大学を除く。以下同じ。）に就学している障害児に、授業の終了後又は休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与することとされている。

放課後等デイサービスは、支援を必要とする障害のある子どもに対して、学校や家庭とは異なる時間、空間、人、体験等を通じて、個々の子どもの状況に応じた発達支援を行うことにより、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図るものである。（厚生労働省放課後等デイサービスガイドラインより）